

議案第139号

上越市児童遊園条例の一部改正について

上越市児童遊園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

上越市長 村山秀幸

上越市児童遊園条例の一部を改正する条例

上越市児童遊園条例（平成16年上越市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、」
を削る。

別表妙蓮寺児童遊園の項及び三ツ屋浜袖畑児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。